

神奈川大学大学院学則

第1章 総 則

(設置の目的)

第1条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものを専門職大学院という。

(点検・評価)

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、関係法令の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、これを公表するものとする。

2 本大学院は、前項の点検及び評価の結果について、6年ごと(専門職大学院にあっては5年ごと)に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるとともに、本大学院以外の機関が行うその他の評価等を通じ、その検証並びに教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

3 前2項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第1条の3 削除

(情報の公表)

第1条の4 本大学院は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

- (1) 本大学院の教育研究上の目的に関すること。
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- (6) 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっての基準に関すること。
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- (8) 授業料、入学金その他の本大学院が徴収する費用に関すること。
- (9) 本大学院が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

(本大学院の課程)

第2条 本大学院に修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(課程の区分と修業年限)

第3条 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年、後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を修士課程として取り扱うものとする。

2 前項の前期2年の課程を「博士前期課程」といい、後期3年の課程を「博士後期課程」という。

3 修士課程の標準修業年限は2年とする。

4 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。ただし、専攻分野の特性により必要があると認められる場合には、1年以上2年未満の期間とすることができる。

5 専門職学位課程のうち、法曹養成のための教育を行うことを目的とする法務研究科(法科大学院)の課程の標準修業年限は、前項の規定にかかわらず、3年とする。ただし、当該課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、1年以下を短縮することができる。

(研究科及び専攻)

第4条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科	博士前期課程	博士後期課程	専門職学位課程
法学研究科	法律学専攻	法律学専攻	
法務研究科			法務専攻
経済学研究科	経済学専攻	経済学専攻	
経営学研究科	国際経営専攻	国際経営専攻	
外国語学研究科	欧米言語文化専攻	欧米言語文化専攻	
	中国言語文化専攻	中国言語文化専攻	
人間科学研究科	人間科学専攻	人間科学専攻	
	情報科学専攻	情報科学専攻	
理学研究科	化学専攻	化学専攻	
	生物科学専攻	生物科学専攻	
工学研究科	機械工学専攻	機械工学専攻	
	電気電子情報工学専攻	電気電子情報工学専攻	
	応用化学専攻	応用化学専攻	
	経営工学専攻	経営工学専攻	
建築学研究科	建築学専攻	建築学専攻	
歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学専攻	歴史民俗資料学専攻	

2 前項に規定する各研究科又は専攻の教育研究上の目的については、研究科ごとに規程をもって定めるものとする。

(収容定員)

第5条 前条の研究科及び専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法学研究科	法律学専攻	20	40	3	9		
法務研究科	法務専攻					16	38
経済学研究科	経済学専攻	30	60	4	12		
経営学研究科	国際経営専攻	10	20	3	9		
外国語学研究科	欧米言語文化専攻	10	20	3	9		
	中国言語文化専攻	5	10	2	6		
人間科学研究科	人間科学専攻	12	24	4	12		
理学研究科	情報科学専攻	10	20	3	9		
	化学専攻	30	60	3	9		
	生物科学専攻	10	20	3	9		
工学研究科	機械工学専攻	45	90	6	18		
	電気電子情報工学専攻	45	90	6	18		
	応用化学専攻	45	90	6	18		
	経営工学専攻	20	40	6	18		
	建築学専攻	40	80	6	18		
歴史民俗資料学研究科	歴史民俗資料学専攻	20	40	3	9		
合計		352	704	61	183	16	38

第2章 教員組織

(教員組織)

第6条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当すると各研究科委員会が認める本大学専任教員をこれにあてる。

- 2 専門職大学院の授業科目を担当する教員は、専門職大学院設置基準に規定する資格に該当すると各研究科委員会が認める当該大学院の専任教員をこれにあてる。ただし、当該大学院の専任教員のうち相当数は、各専攻分野における実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有する者とする。
- 3 各研究科の授業科目の担当について、特に必要のあると認められる場合は兼任講師をもってこれにあてることができる。

第3章 運営組織

(大学院委員会)

第7条 本大学院の各研究科に共通する重要事項を審議するために、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 大学院委員長
 - (2) 各研究科委員長
 - (3) 法学研究科委員会、法務研究科委員会、経済学研究科委員会、経営学研究科委員会、外国語学研究科委員会、人間科学研究科委員会及び歴史民俗資料学研究科委員会から選ばれる委員各2名、並びに理学研究科委員会から選ばれる委員3名、及び工学研究科委員会から選ばれる委員5名
- 3 各研究科委員会から選ばれる委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 各研究科委員会の委員はあらかじめ大学院委員長に申し出て、出席して意見を述べることができる。
- 5 大学院委員長は、学長がこれにあたる。
- 6 大学院委員会は、次の各号の大学院に関する事項を審議する。
 - (1) 大学院学則及び規程の制定改廃
 - (2) 研究科の設置及び廃止
 - (3) 各研究科の課程、専攻及び授業科目の増設又は変更の承認
 - (4) 研究及び教育に関する基本的事項
 - (5) 学位の授与及び取消し
 - (6) 各研究科間の連絡調整
 - (7) 大学院委員長から諮問された事項
 - (8) その他大学院委員会が必要と認めた事項
- 7 大学院委員会の審議手続に関しては、大学院委員会において別に定めるところによる。

(研究科委員長会議)

第7条の2 本大学院の運営に関する基本的事項を協議するために、研究科委員長会議を置く。

- 2 研究科委員長会議の運営に関しては、別に定めるところによる。

(大学院学務委員会)

第7条の3 本大学院共通の教務的事項について審議するために、大学院委員会のもとに大学院学務委員会を置く。

- 2 大学院学務委員会の運営については、別に定めるところによる。

(研究科委員会)

第8条 本大学院各研究科の教育研究上の目的、授業及び研究指導(専門職大学院にあつては、教育研究上の目的及び授業)に関する事項を審議するために、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 研究科委員長
 - (2) 本学則第6条第1項に規定された本大学の専任教員(専門職大学院にあつては同条第2項に規定された当該大学院の専任教員)
- 3 研究科委員長は各研究科委員会の審議を経て、研究科委員の中から大学院委員長が委嘱する。
- 4 研究科委員会は次の各号の研究科に関する事項を審議する。
 - (1) 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更
 - (2) 授業及び研究指導(専門職大学院にあつては授業)の担当
 - (3) 学位論文(修士課程又は博士前期課程にあつては特定の課題についての研究成果を含む。以下同じ。)の審査及び課程修了の認定(専門職大学院にあつては課程修了の認定)
 - (4) 試験
 - (5) 学生の入学、休学、留年、退学、転学、除籍及び在学延長(転入学、再入学は入学に含む。)
 - (6) 学生の賞罰

- (7) 研究科の予算
 - (8) 自己点検・評価に関する事。
 - (9) 第三者評価に関する事。
 - (10) 大学院委員長から諮問された事項
 - (11) 研究科委員長から付議された事項
 - (12) その他研究科委員会が必要と認めた事項
- 5 研究科委員会の審議手続に関しては、研究科委員会において、別に定めるところによる。

第4章 教育方法等

(教育方法)

第9条 本大学院(専門職大学院を除く。)の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 専門職大学院の教育は、専攻分野に応じ必要な授業科目の授業によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第9条の2 各研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適切な方法を講じることができる。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第10条 各研究科が開設する授業科目、単位数及び履修方法は別表のとおりとする。

2 各研究科の授業科目の単位数の計算については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、5時間の講義と20時間の実験の授業をもって1単位とすることを基準とする。

3 各研究科で開設すべき授業科目の内容並びに授業の方法及び計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の2 学生が、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障がない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関する規程は、別に定める。

(専修科目及び指導教授)

第11条 学生は所属する専攻の授業科目のうちから専門に研究しようとする科目を選び、当該科目の演習を担当する教員によって研究指導を受けるものとする。

2 前項に規定する授業科目をその学生の専修科目と称し、学生の研究指導を担当する教員を指導教授という。

3 第1項に定める研究指導の内容、方法及び計画を学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(他研究科等の授業科目の履修)

第12条 修士課程又は博士前期課程において、指導教授が学生の研究上必要と認めるときは、他の研究科又は学部の授業科目を8単位まで修得させ、かつ、これを所定の単位数に充当することができる。

2 博士後期課程において、指導教授が学生の研究上必要と認めるときは、当該研究科委員会の承認を得て、他の研究科の博士後期課程及び博士前期課程又は当該研究科博士前期課程の授業科目を8単位まで修得させ、かつ、これを所定の単位数に充当することができる。

(他大学院等における授業科目の履修及び研究指導の委託)

第13条 各研究科において学生の教育上特に必要と認めるときは、他の大学院(外国の大学院又はそれに相当する教育研究機関を含む。)とあらかじめ協議の上、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位数は、10単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。

3 各研究科において学生の教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所(外国の大学の大学院又は外国の研究所を含む。)とあらかじめ協議の上、当該大学院等において研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

4 専門職大学院において教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位数を、第2項の規定にかかわらず、当該専門職大学院が修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で当該専門職大学院の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

5 法務研究科において前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数の上限は、30単位とする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合にあっては、そのを超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第13条の2 大学院博士前期(修士)課程(外国の大学院を含む。)を修了または中途退学し、新たに本大学院博士前期(修士)課程の第1年次に入学した学生の既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教育上有益と認められる場合に限り、研究科委員会の議を経て、本大学院において修得したものと認定することができる。

2 前項の規定による単位認定は、10単位を超えない範囲内で行う。

3 前項の規定による単位のなかには、入学前の大学院以外の教育施設等において修得した単位は含まれない。

4 第2項の規定による単位認定と関連した学期間に関しては、本学則第22条の規定を準用する。

5 単位認定の手続等については別に定める。

(法務研究科入学前の既修得単位の認定及び法学既修者のみなし修得単位)

第13条の3 法務研究科の第1年次に入学した学生の既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教育上有益と認められる場合に限り、法務研究科委員会の議を経て、本大学院において修得したものと認定することができる。

2 法学既修者については、法務研究科委員会の議を経て、一定の単位を修得したものと認定することができる。

3 第13条第5項及び前二項の規定による単位認定は、合わせて30単位(第13条第5項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲内で行う。

4 第1項の規定による単位のなかには、入学前の大学院以外の教育施設等において修得した単位は含まれない。

5 前条第5項の規定は、第1項による単位認定に準用する。

(追加単位)

第14条 大学学部において履修した課程と大学院修士課程又は博士前期課程において履修すべき専攻課程とが著しくその内容を異にする場合は、所定の単位のほか専攻課程に関する学部学科の単位を追加して履修しなければならない。

2 追加単位は20単位を限度とし、指導教授において指定するものとする。

(教職課程)

第15条 本大学院において教育職員免許状の授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許状及び同施行規則により所定の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の所要資格を得させるための課程を置く研究科，専攻並びに認定を受けた免許状の種類は別表のとおりである。

第5章 試験及び単位の取得

(試験)

第16条 履修授業科目については試験を行うものとする。

2 病気その他，やむをえない事故のため，試験を受けることができなかった者については，追試験を行うことができる。

(試験の実施時期)

第17条 試験は毎学年末に行うものとする。ただし，前期に終了する授業科目については，当該学期末に試験を行うことができる。

2 授業科目担当が必要と認めるときは，臨時試験を行うことができる。

(試験の方法)

第18条 試験の方法は，大学院委員会の方針に従い，各研究科委員会が定める。

(成績の評価及び単位の認定)

第19条 試験成績の評価は次のとおりとし，合格者に所定の単位を与える。

(1) 科目試験

1. 秀 合格
2. 優 合格
3. 良 合格
4. 可 合格
5. 不可 不合格

(2) 論文試験(修士課程又は博士前期課程にあっては特定の課題についての研究成果に関する試験を含む。)の評価については各研究科委員会が定めるところによる。

(3) 最終試験

1. 合格
2. 不合格

(単位認定の時期)

第19条の2 前条に規定する単位の認定は，授業科目の履修が終了する学年末又は学期末において行う。

(受験資格)

第20条 学修についての正規の手続を怠っている者，出席常でない者及び学費の納付を怠っている者は，受験資格を失うものとする。

(履修証明書)

第21条 所定の単位を取得したのものには，必要に応じて履修証明書を与える。

第6章 課程修了の認定及び学位

(修士課程，博士前期課程の修了要件)

第22条 修士課程又は博士前期課程の修了の要件は，本大学院に2年以上在学し，当該研究科所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績をあげた者については，本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定する特定の課題についての研究成果の内容及び審査に関しては，別に定める。

(博士課程の修了要件)

第23条 博士課程の修了の要件は，博士課程に5年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し，当該研究科所定の単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績をあげた者については，博士課程に3年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士課程の修了の要件については，前項中「5年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と，「3年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し，当該課程を修了した者にあつては，当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて，同項の規定を適用する。

3 前二項の規定にかかわらず，本学則第29条第3号から第6号の規定により，本大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は同条第2号に定める専門職学位課程を修了した者が，博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は，当該課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては，2年)以上在学し，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績をあげた者については，本大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては，3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第23条の2 専門職学位課程の修了の要件は，専門職大学院に2年(又は1年以上2年未満として定めた期間)以上在学し，当該専門職大学院所定の単位を修得することとする。

2 法務研究科の課程の修了の要件は，当該課程に3年以上在学し，所定の単位を修得するとともに，教育課程表に規定する他の要件を全て満たすこととする。ただし，法学既修者の在学期間については，当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

(最長在学年限)

第24条 本大学院における最長在学年限は次のとおりとする。

- (1) 修士課程又は博士前期課程においては4年とする。
- (2) 博士後期課程においては6年とする。
- (3) 専門職学位課程においては4年とする。ただし，法務研究科の課程においては6年とする。

(修士学位の授与)

第25条 本大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者には，修士の学位を授与する。

2 前項の学位の授与は神奈川大学学位規程の定めるところによる。

(課程による博士学位の授与)

第26条 本大学院の博士課程を修了した者には，博士の学位を授与する。

2 前項の学位の授与は神奈川大学学位規程の定めるところによる。

(論文提出に基づく博士学位の授与)

第27条 前条の規定に関わらず，論文を提出して論文の審査に合格し，かつ，大学院博士課程の修了者と同等以上の学識があることが確認された場合には，本学学位規程の定めるところにより，博士の学位を授与することができる。

(学位論文提出のための在学延長)

第27条の2 本大学院の修士課程又は博士前期課程又は博士後期課程において学則第3条各項に定める期間在学し，所定の単位を修得した者が，学位論文提出のため引き続き在学を希望するときは，当該研究科委員会の議を経て在学を許可することができる。

2 前項の在学期間は，学則第24条各号に規定する最長在学年限を超えることはできない。

3 第1項の手続きをしなかった者は，学期末又は学年度末をもって退学した者として取り扱う。

(専門職学位の授与)

第27条の3 本大学院の専門職学位課程を修了した者には，専門職学位を授与する。

2 前項の学位の授与は神奈川大学学位規程の定めるところによる。

第7章 入学

(修士課程、博士前期課程、専門職学位課程の入学資格)

第28条 本大学院の修士課程若しくは博士前期課程又は専門職学位課程に入学しうる者は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、当該研究科において認められた者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (7) 日本において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (8) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (10) 本大学院において、第1号と同等以上の学力があると認められた者

2 前項第5号に関する規程は別に定める。

(博士後期課程の入学資格)

第29条 本大学院の博士後期課程に入学しうる者は次のとおりとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位課程の学位を有する者
- (3) 修士の学位又は専門職学位と同等以上の外国の学位を有する者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 日本において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- (8) 本大学院において第1号又は第2号と同等以上の学力があると認められた者

(入学検定試験)

第30条 本大学院に入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより、検定試験を行う。

(再入学)

第31条 本大学院を退学した者が、再入学を希望するときは、当該研究科委員会の審議を経て、これを許可することができる。

- 2 再入学した者の在学期間は、再入学前の在学年数を通算して、第24条に規定する最長在学年数を超えることはできない。
- 3 再入学した者の在学年数に端数があるときの取扱い、研究科委員会の審議を経て、研究科委員長が決定する。

(転入学)

第31条の2 他の大学院から転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、第30条に準じる試験を経て入学を許可することができる。

- 2 転入学した者の在学期間は、転入学前の在学年数を通算して、第24条に規定する最長在学年数を超えることはできない。

(専攻及び研究科の変更)

第31条の3 本大学院において、他の研究科に転科し、又は同一研究科内において、その専攻を変更することはできない。ただし、特別の事情がある者に限り、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て、許可することができる。

(入学時期)

第32条 本大学院の入学時期は学年の初めとする。ただし、研究科委員会の定めるところにより、後学期の初めとすることができる。

(外国人入学特別選考)

第33条 外国人で入学を希望する者については、特別選考により、入学を許可することができる。

- 2 前項に関する規程は別に定める。

(入学手続き)

第34条 入学の許可を受けた者は、別紙所定の書式による誓約書及び本学所定の書類を提出し、入学金その他所定の納入金を納付しなければならない。

(保証人)

第35条 入学の許可を受けた者は、近親者又はこれに準ずる独立の生計を営む成年者を保証人として届け出るものとする。

- 2 保証人は学生の在学中、確実にその責務を果たし得る者でなければならない。

第8章 休学、留学、退学、転学及び除籍

(休学・復学)

第36条 病気その他の事由により、長期にわたって修学することができない者は、所定の手続きを経て休学を願い出るものとする。

- 2 健康上の理由により修学が不適当と認められた学生に対しては、休学を命ずることができる。
- 3 休学は1学期又は1学年を区分とし、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き休学を許可することができる。
- 4 休学の期間は、次のとおりとする。
 - (1) 修士課程又は博士前期課程にあつては通算して2年を超えることはできない。
 - (2) 博士後期課程にあつては通算して3年を超えることはできない。
 - (3) 専門職学位課程にあつては通算して2年を超えることはできない。
- 5 休学の事由がやんだときは、復学を願い出て許可を受けなければならない。
- 6 復学の時期は、学期又は学年の初めとする。
- 7 休学期間は在学年数に算入しない。

(留学)

第37条 本大学院と協議があるときは、外国の大学院及びこれに相当する教育研究機関(以下「大学院等」という。)に留学して授業科目を履修することができる。この場合には、当該研究科委員会の審議を経て、大学院委員長が許可するものとする。

- 2 留学期間のうち1年は第3条に定める修業年限に算入することができる。
- 3 留学期間中、学生は授業料、その他の学費を全額納入しなければならない。
- 4 留学に関する学内手続その他については別に定める。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、別紙所定の様式による退学願を出さなければならない。

(転学)

第38条の2 他の大学院へ転学しようとする者は、事由を付して願い出て研究科委員長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められた者
- (2) 所定の在学年限を超えてなお修了し得ない者
- (3) 所定の授業料その他の納入金を期日までに納付しない者

第9章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第40条 学年、学期及び休業日は、本大学学則の規定を準用する。

第10章 学費

(学費)

第41条 本大学院の授業料、聴講料、履修費、その他の学費は別表に定めるところによる。

- 2 前項に規定する以外の学費の取り扱いについては、別に定める。

第11章 奨学制度

(奨学制度)

第42条 本大学院に給費、貸費及び学費減免の奨学制度を置く。

- 2 奨学制度に関する規程は別に定める。

第12章 賞罰

(賞罰)

第43条 賞罰に関しては、本大学学則第55条及び第56条の規定を準用する。

第13章 聴講生、科目等履修生、単位互換履修生、研究生及び委託生

(聴講生)

第44条 本大学院の開設する授業科目中の1科目または数科目を聴講しようとする者があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、当該研究科委員会において選考の上聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生はその履修した科目について試験を受けることができる。
- 3 試験に合格した者には、願い出によって証明書を授与する。

(科目等履修生)

第44条の2 本大学院の学生以外の者が、大学院の正規の単位を修得することを目的として、本大学院の開設する授業科目中の1科目又は数科目を履修しようとする者があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、当該研究科委員会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 前項の科目等履修生の取り扱いについては、別に定める。

(単位互換履修生)

第44条の3 本大学院と協定を締結した他大学院に在学している学生が、本大学院の開設する授業科目中の1科目又は数科目を履修しようとする者があるときは、単位互換履修生として履修を許可することができる。

- 2 前項の単位互換履修生の取り扱いについては、別に定める。

(研究生)

第45条 本大学院に研究生の制度を置く。

- 2 前項の研究生の取り扱いについては、別に定める。

(委託生)

第46条 官公庁、法人又は外国政府その他より委託された学生を委託生とする。

- 2 委託生の扱いは聴講生に準ずる。

(学則の準用)

第47条 特別の規程のない限り本学則の規定は聴講生、科目等履修生、単位互換履修生、研究生及び委託生にもこれを準用する。

第14章 雑則

(法務研究科への適用除外)

第47条の2 法務研究科については、第11条、第12条、第13条第3項、第14条、第15条、第19条第2号、第22条、第25条から第27条の2、第33条、第44条の2から第47条の規定は、適用しない。

第15章 改正

(改正)

第48条 本学則の改正は、各研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 本学則は、昭和42年4月1日から施行する。

：

(中略)

：

附 則(平成23年4月1日改正)

- 1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 外国語学研究科英語英文学専攻博士前期課程及び博士後期課程の学生募集を平成23年4月1日から停止する。
- 3 本学則は、施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る研究科、専攻の組織、教育課程、修了要件等については、なお従前の例による。

附 則(平成25年4月1日改正)

- 1 本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日改正)

- 1 本学則は、平成27年4月1日から施行する。